

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合又は	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算
					中山間地域等における小規模事業所加算
					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1 ( 10,423 単位) 要介護2 ( 13,318 単位) 要介護3 ( 22,283 単位) 要介護4 ( 24,593 単位) 要介護5 ( 27,117 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1 ( 9,391 単位) 要介護2 ( 13,802 単位) 要介護3 ( 20,076 単位) 要介護4 ( 22,158 単位) 要介護5 ( 24,433 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 570 単位) 要介護2 ( 638 単位) 要介護3 ( 707 単位) 要介護4 ( 774 単位) 要介護5 ( 840 単位)				+5/100
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ホ 認知症行動・小規模状態急変対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))				
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)				
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)				
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 64単位を加算)				
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)				
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)				
レ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ロ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))				
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)				
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (イ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (ハ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (ニ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (ホ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (ヘ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額連綿の算定の際、イ(1)の単位数を算入					
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能					
※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。					